

電子提供措置の開始日 2026年5月16日

第18期定時株主総会招集ご通知  
( 交 付 書 面 非 記 載 事 項 )

電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく  
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

業務の適正を確保するための体制  
および当該体制の運用状況

(ご参考) コーポレートガバナンスの概要

連	結	注	記	表
個	別	注	記	表

TIS株式会社

上記の事項は、法令および当社定款第16条第2項に基づき、書面交付請求された株主様に対して交付する書面に記載しておりません。

## 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり方針を定めており、グループ全体へ浸透する施策を継続的に推進しています。

### (1) 内部統制システムに関する基本方針

当社は、会社法および同施行規則の規定に則り、当社および当社の子会社から成る企業集団（以下、「グループ」もしくは「グループ会社」という。）の業務の適正を確保するための体制（内部統制体制）を以下のとおり決議し、この決議内容に則り、規程の制定、所管部門の設置、計画・方針の策定その他の体制の整備を行い健全な経営体制構築を推進する。なお、当社は、当社が直接的に経営管理するグループ会社（以下、「子会社等」という。）とグループ経営運営契約を締結することなどにより、子会社等の経営管理を行う。子会社等以外のグループ会社の経営管理は、原則として、子会社等を通じて行う。

#### ①グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、グループ会社の取締役および使用人（以下、「役職員」という。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「コーポレート・サステナビリティ基本方針」を制定する。代表取締役はこれをグループ会社の役職員に周知し、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- 2) グループ会社の役職員は、組織、業務分掌、職務権限に関する各規程に従い業務を執行する。
- 3) 当社は、グループ全体のコンプライアンスを統括するコンプライアンス担当役員を任命するとともに、コンプライアンス統括部門を設置し、当社グループの横断的なコンプライアンス体制の整備、問題点を把握および役職員に対する指導、啓発、研修等に努める。
- 4) コンプライアンス違反行為等について、グループ会社の役職員が直接情報提供を行える内部通報制度を整備する。
- 5) 内部通報制度の利用者は、その利用において、いかなる不利益も受けないものとする。また、内部通報制度の利用者を保護するために、必要な措置を講ずる。
- 6) 反社会的勢力との関係遮断が企業の社会的責任および企業防衛の観点から必要不可欠であると考え、反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、一切の関係を持たないことを宣言する。
- 7) 反社会的勢力との関係遮断を、諸規程において明文化する。また、コンプライアンス統括部門を対応部門として情報の集約を図り、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、弁護士および警察等関連機関との緊密な連携のもと、適切な対応をとることができる体制を整備する。

## ②取締役の職務の執行に係る情報の保存に関する体制

法令および文書管理規程に従い、当社取締役会の記録およびその他決裁書等、当社取締役の職務執行に係る重要な情報を適切に保存しかつ管理する。

## ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、グループのリスクを適切に認識し、損失発生の未然防止に努めるため「リスク管理規程」を制定する。この規程に則り、グループ全体のリスク管理を統括するリスク管理担当役員を任命するとともに、リスク管理統括部門を設置し、リスク管理体制の整備を推進する。
- 2) リスク管理に関するグループ全体のリスク管理方針の策定・リスク対策実施状況の確認等を定期的に行う。
- 3) グループ会社において重大なリスクが顕在化したときには、対策本部を設置し、被害を最小限に抑制するための適切な措置を講ずる。

## ④グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社取締役会は、法令および「取締役会規程」で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督する。
- 2) 当社は、迅速で効率性の高い企業経営を実現するために執行役員制度を導入する。
- 3) 当社取締役会の効率的な運営に資することを目的に、当社に、経営会議を設置し、当社およびグループ会社の業務執行に関する重要な事項の審議を行い、当社取締役会から委嘱を受けた権限の範囲内で職務を執行する。

## ⑤グループ会社における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は、子会社等の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ全体の経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「OUR PHILOSOPHY (TISインテックグループ基本理念)」、「内部統制管理基本規程」および「グループ管理規程」を定める。また、子会社等に対してもこれを遵守させ、企業集団として理念および統制環境の統一に努めるものとする。
- 2) 子会社等には、必要に応じて当社から取締役および監査役を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行う。
- 3) 当社は、グループ全体の内部統制を統括する内部統制担当役員を任命するとともに、内部統制統括責任部門を設置し、グループの横断的な内部統制体制の整備および問題点の把握に努める。内部統制統括責任部門を事務局とする「グループ内部統制委員会」を設置し、コンプライアンス、リスク管理、情報セキュリティ等の内部統制上の重要な事項を評価・審議し、その結果を取締役に報告する。
- 4) 当社の内部監査担当部門は、当社各部門の内部監査を実施するとともに、グループ会社の監査を実施または統括し、子会社等が当社に準拠して構築する内部統制およびその適正な運用状況について監視、指導する。

**⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役が必要と認めた場合は、監査役の必要とする能力・知見を有する使用人に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。

**⑦監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- 1) 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該業務を遂行するにあたっては、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- 2) 監査役を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は、あらかじめ監査役の承諾を得るものとする。
- 3) 監査役を補助すべき使用人に任命された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行ううえで必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有するものとする。

**⑧グループ会社の役員および使用人が当社監査役に報告するための体制その他の当社監査役への報告に関する体制**

- 1) グループ会社の役職員は、情報の共有、課題・対策の検討、方針確認等を図るためグループ横断的に設置された各会議体等を通じて、経営、事業、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に当社監査役に報告を行うとともに、業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査役に報告を行う。
- 2) 当社は、当社監査役へ報告を行ったグループの役職員に対し当該報告を行ったことを理由として、不利な扱いを行わないものとする。
- 3) コンプライアンス統括部門は、内部通報制度の運用状況および重要な報告・相談事項について定期的に当社監査役に報告を行う。
- 4) グループ会社の役職員は、いつでも当社監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。

**⑨その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制**

- 1) 当社監査役は、当社取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。
- 2) 当社の代表取締役、会計監査人および内部監査担当部門は、当社監査役会とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- 3) 当社は、当社監査役会が必要に応じて弁護士、公認会計士等の専門家を起用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

## (2) 内部統制システムの運用状況

### ①コンプライアンスに対する取り組みの状況

- 1) 「グループコンプライアンス宣言」、「グループ行動規範」を記載した「グループ行動規範ハンドブック」を全グループ役職員に配布し、コンプライアンスに関する周知、研修、啓蒙活動を継続的に実施し、その実効性の向上を図っています。  
「コンプライアンス意識調査」を毎年実施し、コンプライアンスの浸透状況を把握、課題点の改善を効果的に行っています。  
内部通報制度は、グループ間で齟齬のないものとなっており、「グループ行動規範ハンドブック」に連絡窓口を記載し、周知を図り有効に機能するよう取り組んでおります。
- 2) 「グループ内部統制委員会」を開催し、コンプライアンスに関する問題点の把握と対策の協議をするほか、役職員に対する啓発、内部通報された内容の審理・是正勧告、グループ全体で労働時間管理の精度向上、ハラスメント等の教育推進、海外子会社のコンプライアンス体制構築などの個別施策の推進状況管理を実施しております。

### ②職務執行の適正性および効率的に行われることに対する取り組みの状況

- 1) 定例取締役会を原則毎月1回、臨時の取締役会を必要に応じてそれぞれ開催し、取締役は迅速・機動的な意思決定を行っております。
- 2) 取締役会における経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。取締役は、執行役員に業務執行を委嘱し、委嘱を受けた執行役員は各部門長に対して、具体的な指揮・命令・監視を行っております。
- 3) 常勤取締役、執行役員を構成員とする経営会議は原則毎月2回開催し、当社およびグループ全体の業務執行に関する重要な事項の審議・報告等を行っております。なお、経営会議には、常勤監査役が出席しております。
- 4) 取締役会、監査役による監督・監視体制充実のため、業務の適正化に必要な知識と経験を有した社外取締役と社外監査役を選任しております。

### ③損失の危険の管理に対する取り組みの状況

- 1) 「リスク管理規程」に基づき、当社およびグループ会社に係るリスクをハザードリスク、オペレーショナルリスク、財務リスク、戦略リスクに分類し、それらのリスクの管理体制・危機発生の際の責任体制などについて定めております。
- 2) 「危機発生時の対応細則」をグループにて共有し、危機発生が予測される場合に、迅速に責任体制が組成できるしくみを構築し、グループ横断の危機対応訓練を継続的に行っております。また、ハザードリスクに対しては、BCP基本計画書を策定し、自然災害を想定した災害対策訓練を定期的の実施しています。
- 3) 当社およびグループ全体に関わるリスクの把握、リスク低減策の推進を行うため、「ERMマニュアル」をグループにて展開し、リスク評価指標や管理書式の共通化を図っています。  
また、「トップリスクダイレクション」により、グループ重点管理対象リスクを抽出

し、グループ全体のリスク管理方針を策定、その方針に沿って各社がリスク対策を策定、実行しています。

- 4) 「グループ内部統制委員会」においては、重点管理対象リスクを中心としたリスク対策の実施状況の確認等を行っています。
- 5) リスク顕在化時には、リスクレベルに応じて、関係する組織横断による対策本部を組成し、情報収集、分析、対策立案・実行等、被害を最小限にするための対応を行っています。

#### ④当社グループにおける業務の適正性に対する取り組みの状況

- 1) 「グループ管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度によるグループ会社経営管理を行うとともに、グループ会社の主要な施策の実施状況・業績等については、四半期毎にグループ執行会議を開催しモニタリングを行っております。
- 2) 「内部統制管理基本規程」に基づき、「グループ内部統制委員会」を定期的で開催し、グループ全体のインシデント対応状況の把握や内部統制活動の評価・確認を行っております。

#### ⑤監査役監査の実効性確保

- 1) 監査役会は、年度毎に監査役会監査報告を作成し、これに基づいて監査役指摘事項および提言事項に対する代表取締役との見解交換を行っております。
- 2) 監査役は、取締役会のほか、経営会議などの業務執行に関する重要な会議にも出席し、取締役、執行役員と日常的に意見交換できる体制となっているほか、業務運営の課題および当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事実などを共有・把握しております。また、監査役会は、全監査役と取締役社長との面談、関連書類の閲覧などを通じて監査の実効性の向上を図っております。
- 3) 監査役会は、会計監査人からの通知事項、意見交換や監査実施状況および四半期決算毎の監査報告などを通じて、会計監査人の職務実施状況を把握するとともに監査役会において定めた会計監査人の評価基準に基づいて評価を行っております。
- 4) 監査役会は、監査役会の実効性に関する評価を実施し、それを基に継続的な改善を行っており、全体として実効性が確保されていることを確認しています。
- 5) 監査役は、子会社監査役と定期的に意見・情報交換を行うほか、子会社の往査を実施しています。
- 6) 監査役監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するため、監査役スタッフ（専任1名）を配置しています。監査役スタッフは、監査役の業務指示・命令を受け、その人事は監査役の同意のもとに行っております。

#### ⑥内部監査

- 1) 内部監査部門は、内部監査計画に基づき、当社各部門および内部監査部門を有しない当社グループ会社の監査を実施するとともに、監査結果に基づく必要な提言および改善計画の対応状況のフォローアップを行っております。
- 2) グループ会社の内部監査部門との情報交換等を通じ、監査品質の向上を図っております。

以下、2025年度における当社のコーポレートガバナンスに対する取組みの概要をご説明いたします。

### 【1】コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。

当社は、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・的確な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

1. 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
2. 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
3. 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
4. 中長期的な投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

なお、当社のコーポレートガバナンス基本方針については、下記リンクよりご参照ください。

#### コーポレートガバナンス基本方針

[https://www.tis.co.jp/documents/jp/ir/policy/governance/governance\\_policy.pdf](https://www.tis.co.jp/documents/jp/ir/policy/governance/governance_policy.pdf)



### 【2】企業統治体制の概要

当社は、定款の定めにより取締役会の員数を3名以上15名以下とし、取締役会の監督機能の強化を図るため、そのうち3分の1以上を独立社外取締役とする方針を定め、現状では3名の独立社外取締役を選任しております。

取締役会は原則毎月1回、加えて臨時の取締役会および意見交換会を必要に応じてそれぞれ開催し、取締役は迅速・機動的な意思決定を行っております。なお、社外取締役および社外監査役に対する十分な情報提供を行うため、経営方針説明会の開催（年1回）および取締役会の事前説明会を開催（原則毎月1回）しているほか、社内外の有識者による勉強会、当社グループの施設やオフィスの現地視察等を行っております。加えて、社外取締役と社長との懇談会、社外取締役と社外監査役との社外役員懇談会を開催するなど、取締役会において円滑で積極的な議論ができるようサポートを行っております。

更に、取締役会における経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しており、取締役は執行役員に業務執行を委嘱し、委嘱を受けた執行役員は各部門長に対して、具体的な指揮・命令・監視を行っております。

加えて、代表取締役社長を議長とする経営会議は原則毎月2回開催し、当社およびグループ全体の業務執行に関する重要な事項の審議・報告等を行っております。なお、経営会議には、常勤監査役が出席しております。

また、取締役の選任ならびに報酬等について、決定プロセスの客観性および透明性を確保し、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、取締役会の諮問機関として任意の「指名委員会」および「報酬委員会」を設置しています。各委員会の議長は独立社外取締役を委員長とし、委員長を含む委員の過半数を独立社外役員で構成しています。

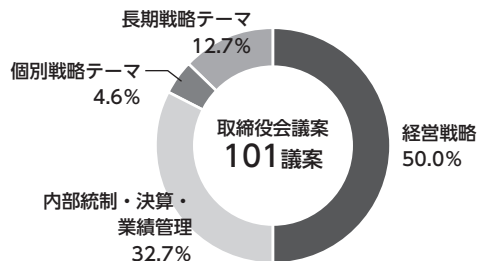
## 取締役会および諮問委員会（指名・報酬委員会）の活動状況

### ■ 取締役会 議長 桑野 徹（取締役会長）

取締役会は、株主から負託を受けていることを意識したうえで、当社グループの持続的な価値向上を実現するため、取締役会としての共通認識の醸成を図り、主に経営ビジョン・経営戦略・サステナビリティ方針等の大きな方向性に関する議論と決定を行います。また、取締役会議長は非業務執行取締役である取締役会長が務め、運営に対する責任を負っております。モニタリングメカニズムを適切に作動させる会議運営を行うことで取締役会の継続的な実効性向上に取り組んでおります。

構 成 員	桑野徹、岡本安史、堀口信一、中村清貴、正田秀三、眞門聡明、水越尚子（社外取締役）、須永順子（社外取締役）、古澤満宏（社外取締役）
開 催 回 数	16回
2025年度における 主 な 検 討 議 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営戦略 中長期経営方針、コーポレートガバナンス、株主エンゲージメント(株主総会/株主対話/株主還元)</li> <li>・ 内部統制・決算・業績管理 監査、リスク管理・内部統制、決算・予算・見直し</li> <li>・ 個別戦略テーマ 個別事業、グループ内再編</li> <li>・ 長期戦略テーマ 国内外グループ事業、株式取得・売却など</li> </ul>

### ■ 取締役会議案（決議・報告）および意見交換会の内訳



### ■ 指名委員会 委員長 須永順子（社外取締役）

指名委員会は、取締役会の任意の諮問機関として、取締役の選任等について決定プロセスの客観性および透明性を確保し、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として設置しております。

委 員（ 5 名 ）	水越尚子（社外取締役）、須永順子（社外取締役）、古澤満宏（社外取締役）、山川亜紀子（社外監査役）、岡本安史（代表取締役社長）
開 催 回 数	11回
2025年度における 主 な 検 討 議 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社およびグループ会社の役員および重要な使用人等の選退任</li> <li>・ 後継者指名計画およびプロセス検討（スケジュール、選考プラン等）</li> <li>・ 指名委員会運営方針、タスク見直し</li> </ul>

## ■報酬委員会 委員長 須永順子（社外取締役）

報酬委員会は、取締役会の任意の諮問機関として、取締役の報酬等について決定プロセスの客観性および透明性を確保し、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として設置しております。

委員（5名）	水越尚子（社外取締役）、須永順子（社外取締役）、古澤満宏（社外取締役）、山川亜紀子（社外監査役）、岡本安史（代表取締役社長）
開催回数	5回
2025年度における主な検討議題	・取締役および執行役員報酬に係る業績評価 ・外部データに基づく当社役員報酬の妥当性検証 ・報酬委員会運営方針、タスク見直し

### 【3】取締役等の選解任・指名を行うにあたっての方針と手続き

当社は取締役・監査役等の候補者の選解任を行うにあたっては、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、ジェンダーや国際性、職歴、年齢などのダイバーシティの面も踏まえながら、取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を当社が定める選任基準にもとづき、取締役においては委員長を独立社外取締役とし、過半数の独立社外役員を含む複数の役員で構成される「指名委員会」の答申を受けた上で、取締役会で審議することとしております。

経営陣幹部に解任すべき事情が生じた場合は、取締役会が解任案を決定します。なお、取締役の解任は会社法等の規定に従って行うものとします。

### 【4】取締役会の実効性に関する評価

#### 1. 評価のプロセス

当社は、持続的な成長・企業価値向上に向けて、課題や改善点を洗い出し、取締役会の実効性を高めることを目的として、取締役会の実効性評価を毎期実施しています。

評価にあたっては、取締役および監査役全員を対象に、取締役会運営に加え、コーポレートガバナンス高度化に向けた重点テーマについて、自己評価を行うアンケート調査を行うとともに個別のインタビューを行い、これらの結果を踏まえて取締役会において議論を実施しました。なお、今回の実効性に関する評価と今後の実効性向上に向けた対応方針・改善案の検討については、外部専門家の助言・確認のもとに実施しております。

#### 2. 評価の対象

当該年度における取締役会の運営に加え、コーポレートガバナンスの更なる高度化に向けた重点テーマの取り組み状況についても焦点を当てて評価を実施しました。

##### (1) 取締役会運営

モニタリングの更なる高度化の観点で、議案選定とモニタリングの視点・頻度、開催頻度・所要時間、議案説明および提供資料・情報の量等に関する適切さを確認した。

##### (2) コーポレートガバナンス高度化に向けた重点テーマ

以下テーマに関する適切さや十分さを確認

- ・取締役会の監督機能
- ・取締役の期待役割

- ・執行への権限委譲
- ・取締役会の構成
- ・諮問委員会（指名・報酬）のあり方と機能発揮
- ・取締役会と監査機関等との連携
- ・株主との対話 等

### 3. 前年度認識した課題への取り組み

当社取締役会は、前年度に認識した「取締役会運営の高度化」および「モニタリングボード機能の強化」を重点課題として、取り組みを実施しました。

#### (1) 取締役会運営の高度化

- ・年間アジェンダの策定と重要テーマごとの議論を通じ、経営方針・中期経営計画・人材等に関するモニタリング運用を定着させるとともに、AIやM&A等の重要テーマについて取締役会での意見交換を実施した。

#### (2) モニタリングボード機能の強化

- ・中期経営計画を基点とした重要戦略のモニタリング強化、指名・報酬ガバナンスの高度化、業務執行体制およびグループガバナンスの強化等のモニタリングボード機能強化として、社外取締役を中心に構成したコーポレートガバナンス高度化プロジェクトにおいて検討を進め、その検討結果に基づき取締役会において機関設計変更、具体的には監査等委員会設置会社への移行の方針を決議した。

### 4. 評価の結果

自己評価結果等を踏まえ、当社取締役会の実効性は概ね確保されており、その運営についても着実な改善が進んでいると判断しました。一方で、当社の持続的成長および中長期的な企業価値向上に向け、取締役会はモニタリングモデルの進化に引き続き取り組む必要があると認識しています。特に、中長期戦略の実行段階における執行のモニタリングについては、戦略実現に向けた監督側から執行側へのモニタリングポイントの明確化など、さらなる高度化が必要と評価しています。

#### (1) 取締役会運営に対する評価

- ・取締役会運営について、行動規範の明確化や取締役会アジェンダの設定により、議論の目線合わせや活性化が図られた。
- ・一方で、会社としての基本方針である中期経営計画に基づく重要戦略（事業ポートフォリオ、M&A、ERM、人材、財務等）については、定期的なモニタリングの観点から、なお改善の余地があると認識した。
- ・今後は、次期中期経営計画の策定に向けた検討状況について、適宜取締役会へ報告を行い、十分な議論を重ねていくことが期待される。また、グローバル戦略については、事業環境の変化や進捗状況を踏まえた継続的な戦略議論が必要であり、AI活用など変化の速いテーマについても、取締役会において適時かつ十分な議論を行っていくことが重要と認識した。

#### (2) コーポレートガバナンス高度化に向けた重点テーマに対する評価

- ・人的資本や財務資本を含む各種資本に関するグループ横断のガバナンス強化や、それらのモニタリングに適した取締役会構成（社外取締役比率や多様性）の在り方等について、機関設計変更を機にモニタリングボード運営の更なる強化が必要と認識した。

## 5. 評価を踏まえた今後の対応

評価結果を踏まえ、取締役会運営およびコーポレートガバナンス高度化に向けた重点テーマへの取組みについては、短期および中長期の取組みに整理した上で、2026年度より順次、継続的に実施していきます。

### (1) 短期取組み

以下のテーマについて、2026年度中に取締役会運営に関する高度化を行います。

- ・次期中期経営計画の策定に向け、全社戦略等の重要な経営戦略に関する執行案の適時適切な取締役会へ報告と十分な議論
- ・経営会議における中長期的な成長や企業価値向上の観点からの質疑の充実、経営会議における意見(特に異論や反対意見)の取締役会への共有による業務執行に対する取締役会のモニタリング機能の実効性向上
- ・取締役会として確認すべき論点や判断に必要な前提・リスクにフォーカスした報告の充実化
- ・社外取締役に対する業界における技術トレンド、競争環境、規制動向等の継続的な情報提供

### (2) 中長期取組み

取締役会の実効性をさらに向上させるため、以下のテーマについて継続的に検討を行います。

- ・監査等委員会設置会社移行に伴い、モニタリングボード機能のさらなる強化
- ・ボードサクセッションの継続検討と、それを踏まえた取締役会構成およびスキルマトリックスの見直し検討
- ・指名・報酬ガバナンスのさらなる実効性向上(役員サクセッションの検証と高度化)
- ・業務執行体制の強化(グループ横断のさらなるガバナンス強化)

以上

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ①連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 50社

主要な連結子会社の名称

株式会社インテック

株式会社アグレックス

クオリカ株式会社

A J S 株式会社

T I S ソリューションリンク株式会社

T I S システムサービス株式会社

MFEC Public Company Limited

日本 I C S 株式会社

当連結会計年度に、株式取得等に伴い、3社を新たに連結の範囲に含めています。  
また、清算に伴い、2社を連結の範囲から除外しております。

##### ②非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

TISI(Singapore)Pte. Ltd.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ①持分法を適用した関連会社の数及びこれらのうち主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 62社

主要な会社の名称

PT Anabatic Technologies Tbk

上海訊聯数据服务有限公司

NTQ Solution Joint Stock Company

当連結会計年度に、株式取得等に伴い4社を新たに持分法適用の範囲に含めています。また、株式売却等に伴い2社を持分法適用の範囲から除外しています。

②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の主要な会社等の名称

(非連結子会社) TISI(Singapore)Pte. Ltd.

(関連会社) 株式会社ICSパートナーズ

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の決算日の計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社のうち、MFEC Public Company Limited、I AM Consulting Co., Ltd.、TISI(SHANGHAI)Co., Ltd.、QUALICA ASIA PACIFIC PTE.Ltd. 及び QUALICA(SHANGHAI)INC.等の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては12月31日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額で取り込む方法によっております。

2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品

主として最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

## ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

### 1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

### 2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、主として、見込有効期間（3年）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上しております。なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(2～5年)に基づく定額法によっております。

また、顧客関連資産については、原則として発生日以降その効果が発現すると見積られる期間に基づく定額法によっております。

### 3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

## ③重要な引当金の計上基準

### 1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### 2) 賞与引当金

従業員賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

### 3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、国内連結子会社の一部は、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### 4) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

### 5) 業績連動報酬引当金

役員に対して支給する株式および金銭の給付に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

#### 6) 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

#### ④退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、一部の連結子会社は退職給付債務の計算にあたり、簡便法を採用しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

#### ⑤重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

また、クラウドサービス、製品・ソフトウェア販売のうち、履行義務が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配することであると判断する代理人取引に該当する場合は顧客から受け取ると見込まれる金額から仕入先に支払う金額を控除した純額で収益を認識しております。

なお、ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準はリース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループが主な事業としているソフトウェア開発、運用・クラウドサービス、製品・ソフトウェア販売について、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、それぞれ以下の通り収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

#### 1) ソフトウェア開発

ソフトウェア開発の主な内容は顧客の経営及び事業に関する課題解決を目的としたITマネジメントに係るコンサルティング、ITシステムのスクラッチ開発または業務パッケージを活用した開発及び保守、オンサイトによる業務支援型開発サービスです。

これらの履行義務はプロジェクトの進捗に応じて履行義務を充足していくと判断しております。そのため、原則として履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度は、主として見積総原価に対する実際の発生原価の割合に基づき算定しております。

## 2) 運用・クラウドサービス

運用・クラウドサービスの主な内容は自社データセンターで提供するシステム運用等、オンサイトによる業務支援型運用サービス、業務プロセス・事務処理の受託、SaaSを始めとしたクラウドコンピューティングを利用したオンデマンド型のITリソース提供です。

これらの履行義務は、サービス提供期間にわたり充足していくと判断しております。そのため、主に約束した財又はサービスの支配が顧客に移転するにつれて収益を認識しております。

## 3) 製品・ソフトウェア販売

製品・ソフトウェア販売の主な内容はサーバーやネットワーク機器等のハードウェアまたはソフトウェアの販売および保守です。

これらの履行義務は、ハードウェア、ソフトウェア等の販売は顧客に引き渡した時点、保守はサービスの提供期間にわたり充足していくと判断しております。そのため、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、もしくは、移転するにつれて収益を認識しております。

## ⑥重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の換算は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

## ⑦重要なヘッジ会計の方法

### 1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理を、特例要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

### 2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建取引(金銭債権債務、予定取引等)
通貨スワップ	外貨建取引(金銭債権債務、予定取引等)
金利スワップ	固定金利又は変動金利の借入金・貸付金

### 3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に係る社内規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクを低減することを目的としてデリバティブ取引を利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

### 4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を四半期ごとに比較し、両者の変動額を基礎として行っております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の事後評価を省略しております。また、為替予約及び通貨スワップ締結時に外貨建による同一期日の為替予約及び通貨スワップを割り当てた場合は、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されるため、有効性の事後評価を省略しております。

## ⑧のれんの償却方法及び償却期間

のれん（のれん相当額を含む）は子会社及び関連会社の実態に基づいた適切な償却期間（計上後20年以内）において定額法により償却しております。

(5) 会計方針の変更  
該当事項はありません。

(6) 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「固定資産売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「固定資産売却益」は7百万円であります。

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「投資有価証券評価損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「投資有価証券評価損」は458百万円であります。

## (7) 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、T I S インテックグループ従業員持株会（以下、「当社持株会」という。）に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

### ① 取引の概要

当社は、当社持株会に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は2024年3月から3年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を第三者割当にて取得し、その後、毎月一定日に当社持株会へ売却を行うものであります。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の抛出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証事項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

### ② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度2,261百万円、株式数は661千株であります。

### ③ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度1,544百万円

(業績連動型株式報酬制度)

### ①取引の概要

当社は、当社取締役等及び一部の子会社取締役等を対象に、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆様と利害を共有することを目的として、また、当社中期経営計画達成に向けてコミットメントをより高めるため、中長期的な業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、業績連動型株式報酬制度を導入しております。

### ②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度1,525百万円、499千株であります。

### (吸収合併契約の締結)

当社は、2025年10月31日開催の取締役会において、2026年7月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社インテックを当社に吸収合併（以下「本合併」といいます。）することを決議し、同日付けで吸収合併契約を締結しました。

#### ① 取引の概要

##### 1) 被結合企業の名称及び事業の内容

被結合企業の名称 株式会社インテック

事業の内容 ソフトウェア、システムインテグレーション、ネットワーク、アウトソーシング、ITコンサルティング

##### 2) 合併日

2026年7月1日（予定）

##### 3) 合併の法的形式

当社を吸収合併存続会社とし、株式会社インテックを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式

##### 4) 合併に係る割当ての内容

本合併による株式その他の金銭等の割当てはありません。

##### 5) 合併後企業の名称

T I S I 株式会社（2026年7月1日付でT I S 株式会社より商号変更予定）

##### 6) 合併の目的

2008年4月のITホールディングス株式会社の設立による経営統合及び2016年7月の事業持株会社体制への移行を通じて、当社及び株式会社インテックの両社はグループの中核会社としてシナジー効果の創出による顧客への提供価値拡大と企業価値向上に取り組んでまいりました。

一方、当社グループを取り巻く経営環境の変化等に鑑みると、長期経営方針「グループビジョン2032」の早期かつ確実な実現は極めて重要であり、そのためには、当社と株式会社インテックを合併させ、これまで以上に強固な経営・事業基盤を構築することが不可欠であると判断いたしました。

本合併により、お客様や社会との価値交換性を高めるとともに、テクノロジーや先端人材への戦略的投資を軸とした経営資本の最適配分や中核拠点の更なる提供価値向上を強力に推進し、更なる企業価値の向上を目指してまいります。

#### ② 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 進捗率の見積りを伴う一定の期間にわたり収益認識した金額の当期末残高

#### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

進捗率の見積りを伴う一定の期間にわたり充足される履行義務に係る売上	32,324百万円
進捗率の見積りを伴う一定の期間にわたり充足される履行義務に係る契約資産	36,385百万円

(当該契約資産は、流動負債の「契約負債」と相殺前のものです。)

#### ②連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

##### 1) 算出方法

当社グループは、受注制作のソフトウェアのうち、当連結会計年度末までの進捗部分について約束した財又はサービスの支配が顧客に移転するにつれて当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。また、一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事収益及び工事原価の計上は、主として当期までに発生した工事原価を工事完了までに発生すると見積もった工事原価総額と比較することにより進捗率の見積りを行っており、進捗率の見積りに基づき収益を認識しております。

##### 2) 主要な仮定

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る重要な見積りは、見積総原価であり、その見積総原価における主要な仮定はソフトウェア開発の作業内容に伴い発生が見込まれる工数、外注費等が挙げられます。見積総原価は、システム開発が高度化・複雑化・短納期化する中、計画通りの品質を確保できない場合または開発期間内に完了しない場合にはプロジェクト完遂のための追加対応に伴って費用が想定を上回る可能性があります。

このため当社グループでは、専任組織による提案審査やプロジェクト工程に応じたレビューを徹底し、見積総原価を適切にモニタリングするためのプロジェクト管理体制を整備し、開発完了までの見積総原価を継続的に見直し、見積りの合理性を担保しております。

#### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社グループは、見積総原価が適切かどうかを常に確認しており、適切な進捗率に基づく収益を計上していると考えていますが、翌連結会計年度以降当該見積総原価の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

## (2) 受注損失引当金の算定

### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

受注損失引当金

457百万円

### ②連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

#### 1) 算出方法

当社グループは、受注制作のソフトウェアの契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末時点において見積総原価が受注金額を超過したことにより、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

#### 2) 主要な仮定

受注損失引当金の算定における重要な見積りは、見積総原価であり、その見積総原価における主要な仮定は、ソフトウェア開発の作業内容に伴い発生が見込まれる工数、外注費等が挙げられます。見積総原価は、システム開発が高度化・複雑化・短納期化する中、計画通りの品質を確保できない場合または開発期間内に完了しない場合にはプロジェクト完遂のための追加対応に伴って費用が想定を上回る可能性があります。

このため当社グループでは、専任組織による提案審査やプロジェクト工程に応じたレビューを徹底し、見積総原価を適切にモニタリングするためのプロジェクト管理体制を整備し、開発完了までの見積総原価を継続的に見直し、見積りの合理性を担保しております。

### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社グループは、見積総原価が適切かどうかを常に確認しており、将来発生が見込まれる損失額について、必要十分な金額を引当計上していますが、翌連結会計年度以降に見積総原価の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する費用の金額に影響を与える可能性があります。

(3) のれん及び顧客関連資産、持分法適用会社に関するのれん相当額、有形固定資産、のれん及び顧客関連資産を除く無形固定資産の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

1) のれん

減損損失 ー百万円

のれん 7,969百万円

2) 顧客関連資産

減損損失 ー百万円

顧客関連資産（無形固定資産「その他」） 18,967百万円

3) 持分法適用会社に関するのれん相当額

のれん相当額の減損損失 147百万円

（上記金額は、「持分法による投資損失」に含まれております。）

のれん相当額 2,745百万円

（上記金額は「投資有価証券」に含まれております。）

4) 有形固定資産、のれん及び顧客関連資産を除く無形固定資産

減損損失 2,827百万円

有形固定資産、のれん及び顧客関連資産を除く無形固定資産 108,619百万円

②連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

1) 算出方法

イ. のれん及び顧客関連資産並びに持分法適用会社に関するのれん相当額の減損損失

当社グループが当連結会計年度の連結計算書類に計上したのれん及び顧客関連資産の金額は主に、日本ICS社を取得した時に認識したものであり、その内訳は日本ICS社ののれん6,824百万円、顧客関連資産18,320百万円です。

当社グループにおけるのれん及び顧客関連資産並びに持分法適用会社に関するのれん相当額に係る減損要否の検討は、のれん及び顧客関連資産並びに持分法適用会社に関するのれん相当額発生の原因である超過収益力が将来にわたって発現するかに着目して行っており、のれん及び顧客関連資産並びに持分法適用会社に関するのれん相当額を発生させた結合後企業の事業計画に沿って、利益やキャッシュ・フローが計上されているかを毎月モニタリングしております。事業計画の達成が危ぶまれる状況など減損の兆候が認められる場合には、事業計画の合理性について見直すこととしております。そして、見直された事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローによって、減損損失を認識するかを決定し、認識する場合においては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

ロ. 有形固定資産、のれん及び顧客関連資産を除く無形固定資産の減損  
当社グループは、有形固定資産、のれん及び顧客関連資産を除く無形固定資産のうち減損の兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

## 2) 主要な仮定

イ. のれん及び顧客関連資産並びに持分法適用会社に関するのれん相当額の減損損失  
減損損失の認識及び測定において将来キャッシュ・フロー及び正味売却価額を、減損損失の測定においては割引率を主要な仮定として合理的に見積もっています。将来キャッシュ・フローの見積りに使用される前提は、経営会議において承認された事業計画に基づいており、過去のマーケットシェアの状況や利益率、第三者による予測データを参考にした地域毎の市場成長率、関連する市場動向や現在見込まれる経営環境の変化等を考慮しており、割引率は加重平均資本コストによっております。正味売却価額の算定においては、株式時価等を参照するほか、一般に入手可能な市場情報を考慮しています。

ロ. 有形固定資産、のれん及び顧客関連資産を除く無形固定資産の減損  
減損損失の認識及び測定において将来キャッシュ・フロー及び正味売却価額を、減損損失の測定においては割引率を主要な仮定として合理的に見積もっています。将来キャッシュ・フローの見積りに使用される前提は、経営会議において承認された事業計画等に基づいており、過去のマーケットシェアの状況や利益率、関連する市場動向や現在見込まれる経営環境の変化等を考慮しており、割引率は、加重平均資本コストによっております。正味売却価額の算定においては、不動産鑑定評価額等を参照するほか、一般に入手可能な市場情報を考慮しています。

## ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社グループは、のれん、顧客関連資産、持分法適用会社に関するのれん相当額、有形固定資産、のれん及び顧客関連資産を除く無形固定資産の減損における主要な仮定を経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、関連する市場動向、経営環境や会社の事業計画に変化が生じ、将来キャッシュ・フローや正味売却価額及び割引率の見積りを修正した場合、のれん、顧客関連資産、持分法適用会社に関するのれん相当額、有形固定資産、のれん及び顧客関連資産を除く無形固定資産の減損損失を新たに認識もしくは追加計上する可能性があります。

#### (4) 非上場株式の評価

##### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券評価損（非上場株式）	1,097百万円
投資有価証券（非上場株式）	11,408百万円

（注）当該投資有価証券（非上場株式）は、持分法適用関連会社株式は含めておりません。

##### ②連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

###### 1) 算出方法

当社グループは株式発行会社の一株当たり純資産額に比べて相当程度高い価額を取得原価として非上場株式を有しております。一株当たり純資産額から算出される実質価額が取得原価の50%程度を下回っている銘柄に関しては、株式取得時に見込んだ将来利益計画の達成状況の検討又はインカムアプローチの評価技法に基づく企業価値の検討により、超過収益力の毀損の有無及び非上場株式の減損の必要性を判定しております。

###### 2) 主要な仮定

非上場株式の評価における重要な見積りは、各銘柄の取得原価までの回復可能性を合理的に判断するための将来利益計画であり、その将来利益計画の主要な仮定は、将来売上高の成長率です。

##### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である将来売上高の成長率は見積りの不確実性が高く、非上場株式の評価の判断に重要な影響を与える可能性があります。将来売上高の成長率が②に記載の水準を下回った場合には、翌年度において投資有価証券評価損が発生する可能性があります。

(5) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産

21,040百万円

②連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

1) 算出方法

当社グループは、将来減算一時差異等に対して、将来の利益計画に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

課税所得の見積りは利益計画を基礎としており、過去の実績値及び利益計画値に基づいて「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に従った企業分類を行い、繰延税金資産の回収可能価額を算定しております。

2) 主要な仮定

繰延税金資産の算定における主要な仮定は、将来減算一時差異のスケジュールリングの判断であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社グループは安定的に課税所得が発生しており将来的な著しい経営成績の変化は見込まれないと仮定していますが、市場動向の変動などにより将来の課税所得の予測や一時差異のスケジュールリングに見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 78,947百万円

#### (2) 担保資産および担保付債務

担保に供している資産および担保に係る債務

##### ① 担保に供している資産

建物・構築物	4,139百万円
土地	17,328百万円
計	21,468百万円

##### ② 担保に係る債務

短期借入金	7,200百万円
長期借入金	7,200百万円
計	14,400百万円

(3) 「受取手形、売掛金及び契約資産」のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額、契約負債の金額は、「6. 収益認識に関する注記 (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 ①契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

#### (4) 保証債務

連結会社（当社及び連結子会社）以外の会社の金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。

株式会社パワー・アンド・IT 42百万円

### 4. 連結損益計算書に関する注記

訴訟損失引当金繰入額

訴訟損失引当金繰入額は、当社の連結子会社が受けている訴訟について、東京地方裁判所から提示を受けた和解勧試における和解金に基づき計上しております。

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 228,400,000株

(2) 配当に関する事項

### ①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	8,424	36	2025年3月31日	2025年6月25日
2025年10月31日 取締役会	普通株式	8,671	38	2025年9月30日	2025年12月5日

(注1) 2025年6月24日定時株主総会の決議による配当金総額には、T I S インテックグループ従業員持株会専用信託口が保有する当社株式に対する配当額(41百万円)、及び役員報酬B I P 信託口に対する配当額(17百万円)を含んでおりません。

(注2) 2025年10月31日取締役会の決議による配当金総額には、T I S インテックグループ従業員持株会専用信託口が保有する当社株式に対する配当額(34百万円)、及び役員報酬B I P 信託口に対する配当額(18百万円)を含んでおりません。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力が翌連結会計年度となるもの  
2026年6月23日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- |             |            |
|-------------|------------|
| 1) 配当金の総額   | 9,291百万円   |
| 2) 1株当たり配当額 | 42円        |
| 3) 基準日      | 2026年3月31日 |
| 4) 効力発生日    | 2026年6月24日 |
| 5) 配当の原資    | 利益剰余金      |

(注) 2026年6月23日定時株主総会の決議による配当金総額には、T I S インテックグループ従業員持株会専用信託口が保有する当社株式に対する配当額(27百万円)、及び役員報酬B I P 信託口に対する配当額(20百万円)を含んでおります。

## 6. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント (注1)						その他 (注2)	合計
	オフア リングサー ビス	BPM	金融 IT	産業 IT	広域IT ソリュー ション	計		
ソフトウェア開発	58,266	14,638	53,646	91,467	88,403	306,423	—	306,423
運用・クラウドサービス	46,156	26,589	39,108	25,529	61,902	199,286	—	199,286
製品・ソフトウェア販売	40,170	1,575	4,185	15,794	26,647	88,373	—	88,373
その他	—	—	—	—	—	—	2,396	2,396
合計	144,593	42,803	96,941	132,791	176,953	594,083	2,396	596,479

(注) 1. 報告セグメントの情報は以下のとおりです。

#### オフアリングサービス

当社グループに蓄積したベストプラクティスに基づくサービスを自社投資により構築し、知識集約型ITサービスを提供しています。

BPM・・・ビジネスプロセスに関する課題解決に向けてIT技術、業務ノウハウ、人材などで高度化・効率化・アウトソーシングを実現・提供しています。

金融IT・・・金融業界に特化した専門的なビジネス・業務ノウハウをベースとして、事業・IT戦略を共に検討・推進し、事業推進を支援しています。

産業IT・・・金融以外の産業各分野に特化した専門的なビジネス・業務ノウハウをベースとして、事業・IT戦略を共に検討・推進し、事業推進を支援しています。

#### 広域ITソリューション

ITのプロフェッショナルサービスを地域や顧客サイトを含み、広範に提供し、そのノウハウをソリューションとして蓄積・展開して、課題解決や事業推進を支援しています。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、各種ITサービスを提供する上での付随的な事業等で構成されています。

3. 上記には貸手リースによる収益が含まれておりますが、金額的重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益と区分表示しておりません。

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「(4)会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主にソフトウェア開発において進捗度の見積りに基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金です。

契約資産は、顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権へ振替えられます。

契約負債は、主に顧客から受領した前受金です。

前連結会計年度及び当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、主として1年以内の収益として認識しており、翌連結会計年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。

(単位：百万円)

	金額
顧客との契約から生じた債権（当期首）	116,079
顧客との契約から生じた債権（当期末）	107,322
契約資産（当期首）	35,233
契約資産（当期末）	36,784
契約負債（当期首）	27,941
契約負債（当期末）	37,839

前連結会計年度及び当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の金額及びそのうち将来認識されると見込まれる金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

収益の認識が見込まれる期間	金額
1年以内	251,990
1年超2年以内	43,629
2年超	56,644
合計	352,264

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクについては、与信管理規程に従ってリスク低減を図っております。また、有価証券は主に合同運用指定金銭信託であり、預金と同様の性格を有するものであります。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①リース債権及びリース投資資産	5,025	4,952	(73)
②有価証券及び投資有価証券	44,194	47,296	3,101
資産計	49,220	52,284	3,028
長期借入金 (1年内返済長期借入金含む)	(23,194)	(23,194)	—
負債計	(23,194)	(23,194)	—

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*3) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表価額
非上場株式等	20,795

これらについては、「②有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

(\*4) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に定める取扱いを適用し、「②有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は3,944百万円であります。

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
当連結会計年度（2026年3月31日）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
リース債権及びリース投資 資産	1,769	3,231	24	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満 期があるもの	5,110	—	—	—
債券（その他）	10,100	—	—	—
合計	16,980	3,231	24	—

2. 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
当連結会計年度（2026年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	11,630	—	—	—	—	—
長期借入金	9,700	7,594	5,900	—	—	—
リース債務	2,244	1,408	824	583	225	366
合計	23,574	9,003	6,724	583	225	366

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品  
当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
株式	26,238	—	—	26,238
債券	—	10,734	—	10,734
転換社債型新株予約権付社債	—	5,110	—	5,110
資産計	26,238	15,845	—	42,084

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債権及びリース投資資産	—	—	4,952	4,952
有価証券及び投資有価証券				
関連会社株式	5,120	—	—	5,120
資産計	5,120	—	4,952	10,073
長期借入金	—	23,194	—	23,194
負債計	—	23,194	—	23,194

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### リース債権及びリース投資資産

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値によっており、レベル3に分類しております。

#### 有価証券及び投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、債券は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債は、時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産に関する相場価格に調整を加えたインプットを用いて算定しておりましたが、当連結会計年度より保有目的の変更に伴い、元利金の合計額と当該債権の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

また、投資信託は、公表されている基準価格等によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-7項に定める取扱いを適用し、レベルを付しておりません。なお、当連結会計年度末時点における当該投資信託の連結貸借対照表計上額は、91百万円であります。

#### 長期借入金

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、実行後信用状態は大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,475.55円

1株当たり当期純利益 204.91円

(注) T I S インテックグループ従業員持株会専用信託口が保有する当社株式を、発行済株式総数から控除する自己株式に含めて計算しております。当該信託が保有する当社の期末株式数は661千株、期中平均株式数は931千株であります。役員報酬B I P 信託口が保有する当社株式を、発行済株式総数から控除する自己株式に含めて計算しております。当該信託が保有する当社の期末株式数は499千株、期中平均株式数は499千株であります。

9. 重要な後発事象

該当事項はありません。

## 10. その他の注記

### (減損損失)

当社グループは、当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

#### (1) 減損損失を認識した資産グループの概要

(単位：百万円)

用 途	場 所	種 類	減損損失
事業用資産	T I S株式会社 (東京都品川区)	ソフトウェア	1,178
事業用資産	インテック株式会社 (富山県富山市)	建物及び構築物、土地、ソフトウェア、有形「その他」、無形「その他」	1,265
事業用資産	株式会社レスコ (広島県広島市)	ソフトウェア	299
そ の 他		機械装置及び運搬具、ソフトウェア、有形「その他」、無形「その他」	84

#### (2) 減損損失の認識に至った経緯

事業用資産（東京都品川区、富山県富山市、広島県広島市）につきましては、主として開発用固定資産における収益性の低下、将来の使用見込みがないと判断されたこと等から、使用価値を回収可能価額として評価し、回収可能価額まで減損損失を計上しております。

#### (3) 減損損失の内訳

建物及び構築物	141百万円
機械装置及び運搬具	6百万円
土地	111百万円
有形固定資産「その他」	543百万円
ソフトウェア	1,478百万円
無形固定資産「その他」	547百万円
合計	2,827百万円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、各社事業本部、地域、サービス区分により、また賃貸不動産については個別の物件ごとに資産グループの単位としております。なお、プロジェクト特有の資産を有する場合には、個別にグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

事業用資産（東京都品川区、富山県富山市、広島県広島市）につきましては、主として回収可能価額を使用価値により測定しており、使用価値は主として将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであることから、回収可能価額をゼロとして評価しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額で取り込む方法によっております。

##### ②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

##### ③棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェア

ソフトウェアの残高に見積売上高に対する当期売上高の割合を乗じた金額と、見積耐用年数（3年）による定額法によって計算した金額のいずれか大きい金額をもって償却しております。

自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

④業績連動報酬引当金

取締役、執行役員及びエグゼクティブフェローに対して支給する株式および金銭の給付に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

⑤前払年金費用及び退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年及び14年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理しております。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

また、クラウドサービス、製品・ソフトウェア販売のうち、履行義務が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配することであると判断する代理人取引に該当する場合は顧客から受け取ると見込まれる金額から仕入先に支払う金額を控除した純額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社が主な事業としているソフトウェア開発、運用・クラウドサービス、製品・ソフトウェア販売について、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、それぞれ以下の通り収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

##### ①ソフトウェア開発

ソフトウェア開発の主な内容は顧客の経営及び事業に関する課題解決を目的としたITマネジメントに係るコンサルティング、ITシステムのスクラッチ開発または業務パッケージを活用した開発及び保守です。

これらの履行義務はプロジェクトの進捗に応じて履行義務を充足していくと判断しております。そのため、原則として履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度は、主として見積総原価に対する実際の発生原価の割合に基づき算定しております。

##### ②運用・クラウドサービス

運用・クラウドサービスの主な内容は自社データセンターで提供するシステム運用等、SaaSを始めとしたクラウドコンピューティングを利用したオンデマンド型のITリソース提供です。

これらの履行義務は、サービス提供期間にわたり充足していくと判断しております。そのため、主に約束した財又はサービスの支配が顧客に移転するにつれて収益を認識しております。

### ③製品・ソフトウェア販売

製品・ソフトウェア販売の主な内容はサーバーやネットワーク機器等のハードウェアまたはソフトウェアの販売および保守です。

これらの履行義務は、ハードウェア、ソフトウェア等の販売は顧客に引き渡した時点、保守はサービスの提供期間にわたり充足していくと判断しております。そのため、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、もしくは、移転するにつれて収益を認識しております。

### (5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### (6) ヘッジ会計の方法

#### ①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。但し、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理を採用しております。

#### ②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建取引(金銭債権債務)
通貨スワップ	外貨建取引(金銭債権債務)

#### ③ヘッジ方針

デリバティブ取引に係る社内規程に基づき、為替変動リスクを低減することを目的としてデリバティブ取引を利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

#### ④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を四半期ごとに比較し、両者の変動額を基礎として行っております。

但し、為替予約及び通貨スワップ締結時に外貨建による同一期日の為替予約及び通貨スワップを割り当てた場合は、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されるため、有効性の事後評価を省略しております。

## 2. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「固定資産売却益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の「固定資産売却益」は0百万円であります。

## 3. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(7)追加情報」をご参照ください。

(業績連動型株式報酬制度)

「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(7)追加情報」をご参照ください。

(合併契約の締結)

「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(7)追加情報」をご参照ください。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

##### (1) 進捗率の見積りを伴う一定の期間にわたり収益認識した金額の当期末残高

###### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

進捗率の見積りを伴う一定の期間にわたり充足される履行義務に係る売上

23,104百万円

進捗率の見積りを伴う一定の期間にわたり充足される履行義務に係る契約資産

24,006百万円

(当該契約資産は、流動負債の「契約負債」と相殺前のものです。)

###### ②計算書類利用者の理解に資するその他の情報

###### 1) 算出方法

当社は、受注制作のソフトウェアのうち、当事業年度末までの進捗部分について約束した財又はサービスの支配が顧客に移転するにつれて当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。また、一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事収益及び工事原価の計上は、主として当期までに発生した工事原価を工事完了までに発生すると見積もった工事原価総額と比較することにより進捗率の見積りを行っており、進捗率の見積りに基づき収益を認識しております。

###### 2) 主要な仮定

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る重要な見積りは、見積総原価であり、その見積総原価における主要な仮定はソフトウェア開発の作業内容に伴い発生が見込まれる工数、外注費等が挙げられます。見積総原価は、システム開発が高度化・複雑化・短納期化する中、計画通りの品質を確保できない場合または開発期間内に完了しない場合にはプロジェクト完遂のための追加対応に伴って費用が想定を上回る可能性があります。

このため当社は、専任組織による提案審査やプロジェクト工程に応じたレビューを徹底し、見積総原価を適切にモニタリングするためのプロジェクト管理体制を整備し、開発完了までの見積総原価を継続的に見直し、見積りの合理性を担保しております。

###### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

当社は、見積総原価が適切かどうかを常に確認しており、適切な進捗率に基づく収益を計上していると考えていますが、翌事業年度以降当該見積総原価の見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

(2) 受注損失引当金の算定

①当事業年度の計算書類に計上した金額

受注損失引当金

279百万円

②計算書類利用者の理解に資するその他の情報

1) 算出方法

当社は、受注制作のソフトウェアの契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点において見積総原価が受注金額を超過したことにより、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

2) 主要な仮定

受注損失引当金の算定における重要な見積りは、見積総原価であり、その見積総原価における主要な仮定は、ソフトウェア開発の作業内容に伴い発生が見込まれる工数、外注費等が挙げられます。見積総原価は、システム開発が高度化・複雑化・短納期化する中、計画通りの品質を確保できない場合または開発期間内に完了しない場合にはプロジェクト完遂のための追加対応に伴って費用が想定を上回る可能性があります。

このため当社では、専任組織による提案審査やプロジェクト工程に応じたレビューを徹底し、見積総原価を適切にモニタリングするためのプロジェクト管理体制を整備し、開発完了までの見積総原価を継続的に見直し、見積りの合理性を担保しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当社は、見積総原価が適切かどうかを常に確認しており、将来発生が見込まれる損失額について、必要十分な金額を引当計上していますが、翌事業年度以降に見積総原価の見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する費用の金額に影響を与える可能性があります。

(3) 有形固定資産及び無形固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失	1,070百万円
有形固定資産及び無形固定資産	62,155百万円

②計算書類利用者の理解に資するその他の情報

1) 算出方法

当社は、有形固定資産及び無形固定資産のうち減損の兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

2) 主要な仮定

減損損失の認識及び測定において将来キャッシュ・フロー及び正味売却価額を、減損損失の測定においては割引率を主要な仮定として合理的に見積もっています。将来キャッシュ・フローの見積りに使用される前提は、経営会議において承認された事業計画等に基づいており、過去のマーケットシェアの状況や利益率、関連する市場動向や現在見込まれる経営環境の変化等を考慮しており、割引率は、加重平均資本コストによっております。正味売却価額の算定においては、不動産鑑定評価額等を参照するほか、一般に入手可能な市場情報を考慮しています。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当社は、有形固定資産及び無形固定資産の減損における主要な仮定を経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、関連する市場動向、経営環境や会社の事業計画に変化が生じ、将来キャッシュ・フローや正味売却価額及び割引率の見積りを修正した場合、有形固定資産及びのれんを除く無形固定資産の減損損失を新たに認識もしくは追加計上する可能性があります。

#### (4) 非上場株式の評価

##### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券評価損（非上場株式）	684百万円
関係会社株式評価損（非上場株式）	1,541百万円
投資有価証券（非上場株式）	6,023百万円
関係会社株式（非上場株式）	116,469百万円

##### ②計算書類利用者の理解に資するその他の情報

###### 1) 算出方法

当社は株式発行会社の一株当たり純資産額に比べて相当程度高い価額を取得原価として非上場株式を有しており、一株当たり純資産額から算出される実質価額が取得原価の50%程度を下回っている銘柄（計算書類に計上した金額28,414百万円）が、複数存在しており、日本ICS社の株式22,760百万円が含まれております。これらの銘柄は、株式取得時に見込んだ将来利益計画の達成状況の検討又はインカムアプローチの評価技法に基づく企業価値の検討により、超過収益力の毀損の有無及び非上場株式の減損の必要性を判定しております。

###### 2) 主要な仮定

非上場株式の評価における重要な見積りは、各銘柄の取得原価までの回復可能性を合理的に判断するための将来利益計画であり、その将来利益計画の主要な仮定は、将来売上高の成長率です。

日本ICS社の評価にあたっては、超過収益力を実質価額の算定に加味しています。超過収益力に影響を与える子会社の事業計画は見積りに基づいており、ユーザー数などの主要な仮定が置かれています。

##### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である将来売上高の成長率は見積りの不確実性が高く、非上場株式の評価の判断に重要な影響を与える可能性があります。将来売上高の成長率が②に記載の水準を下回った場合には、翌年度において一株当たり純資産額から算出される実質価額が取得原価の50%程度を下回っている銘柄の取得原価である28,414百万円を限度として、投資有価証券評価損及び関係会社株式評価損が発生する可能性があります。

(5) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 10,732百万円

②計算書類利用者の理解に資するその他の情報

1) 算出方法

当社グループは、将来減算一時差異等に対して、将来の利益計画に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

課税所得の見積りは利益計画を基礎としており、過去の実績値及び利益計画値に基づいて「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に従った企業分類を行い、繰延税金資産の回収可能価額を算定しております。

2) 主要な仮定

繰延税金資産の算定における主要な仮定は、将来減算一時差異のスケジューリングの判断であります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当社グループは安定的に課税所得が発生しており将来的な著しい経営成績の変化は見込まれないと仮定していますが、市場動向の変動などにより将来の課税所得の予測や一時差異のスケジューリングに見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	29,046百万円
(2) 有形固定資産の取得価額から控除している国庫補助金による圧縮記帳累計額	
建物	76百万円
機械装置	2百万円

(3) 担保資産および担保付債務  
担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物・構築物	4,139百万円
土地	17,328百万円
計	21,468百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	7,200百万円
長期借入金	7,200百万円
計	14,400百万円

(4) 保証債務

子会社の契約履行等に対して、主に次の通り債務保証を行っております。

I AM Consulting Co., Ltd.	1,712百万円
---------------------------	----------

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

①短期金銭債権	1,680百万円
②長期金銭債権	5百万円
③短期金銭債務	3,343百万円
④長期金銭債務	84百万円

(注) 関係会社短期貸付金、関係会社短期借入金、関係会社長期借入金は貸借対照表上に項目別に表示しているため、上記には含めておりません。

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	7,808百万円
営業取引（支出分）	28,090百万円
営業取引以外の取引（収入分）	19,444百万円
営業取引以外の取引（支出分）	1,223百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式	8,325,746株
------	------------

(注1) 上記は、T I S インテックグループ従業員持株会専用信託口が保有する当社株式661千株、及び役員報酬B I P 信託口が保有する当社株式499千株を含んでおります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	465百万円
賞与引当金	2,266百万円
受注損失引当金	87百万円
退職給付引当金	489百万円
資産除去債務	1,481百万円
未払費用否認額	312百万円
貸倒引当金	737百万円
減損損失	1,527百万円
減価償却超過額	584百万円
投資有価証券評価損	1,494百万円
関係会社株式評価損	5,361百万円
株式譲渡差益	2,939百万円
その他	3,312百万円

繰延税金資産小計 21,060百万円

評価性引当額 △7,709百万円

繰延税金資産合計 13,351百万円

繰延税金負債

退職給付信託設定益	184百万円
資産除去債務に対応する除去費用	534百万円
その他有価証券評価差額金	1,900百万円

繰延税金負債合計 2,618百万円

繰延税金資産純額 10,732百万円

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	主な取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	A J S 株式会社	所有 直接 51%	資金の貸 借、役員の 兼務	資金の借入 (注1)	6,738	関係会社 短期借入金	3,446
						関係会社 長期借入金	3,350
子会社	クオリカ株式会社	所有 直接 80%	資金の貸 借、役員の 兼務	資金の借入 (注1)	7,701	関係会社 短期借入金	7,820
子会社	株式会社インテック	所有 直接 100%	資金の貸 借、役員の 兼務	資金の借入 (注1)	24,010	関係会社 短期借入金	21,197
子会社	株式会社アグレックス	所有 直接 100%	資金の貸 借、役員の 兼務	資金の借入 (注1)	5,680	関係会社 短期借入金	4,672
子会社	日本ICS株式会社	所有 直接 100%	資金の貸 借、役員の 兼務	資金の借入 (注1)	7,681	関係会社 短期借入金	5,273
						関係会社 長期借入金	4,000

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 資金の借入については、グループ内の資金を管理するCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によるものであり、取引金額は期中平均残高を記載しております。また、利率については市場金利を勘案して合理的に決定しております。

## 10. 収益認識に関する注記

「連結注記表 6. 収益認識に関する注記」をご参照ください。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,059.53円

1株当たり当期純利益 193.60円

(注) T I S インテックグループ従業員持株会専用信託口が保有する当社株式を、発行済株式総数から控除する自己株式に含めて計算しております。当該信託が保有する当社の期末株式数は661千株、期中平均株式数は931千株であります。役員報酬BIP信託口が保有する当社株式を、発行済株式総数から控除する自己株式に含めて計算しております。当該信託が保有する当社の期末株式数は499千株、期中平均株式数499千株であります。

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 13. その他の注記

### (減損損失)

当社は、当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

#### (1) 減損損失を認識した資産グループの概要

(単位：百万円)

用 途	場 所	種 類	減損損失
事業用資産	T I S株式会社 (東京都品川区)	ソフトウェア	1,002
事業用資産	T I S株式会社 (東京都新宿区)	無形「その他」	68

#### (2) 減損損失の認識に至った経緯

事業用資産につきましては、開発用固定資産における収益性の低下、将来の使用見込みがないと判断されたこと等から、使用価値を回収可能価額として評価し、当該回収可能価額まで減損損失を計上しております。

#### (3) 減損損失の内訳

ソフトウェア	1,002百万円
無形固定資産「その他」	68百万円
合計	1,070百万円

#### (4) 資産のグルーピングの方法

当社は、地域、サービス区分により、資産グループの単位としております。なお、プロジェクト特有の資産を有する場合には、個別にグルーピングを行っております。

#### (5) 回収可能価額の算定方法

事業用資産につきましては、使用価値により測定しており、使用価値は主として将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであることから、回収可能価額をゼロとして評価しております。

〔ご参考〕記載数字は、表示桁数未満の端数を切り捨てて表示しております。

但し、比率及び1株当たりの数値は、表示桁数未満の端数を四捨五入しています。